

弥富市保育所給食調理業務委託

プロポーザル方式条件書

1 業務概要

(1) 目的

弥富市は、6保育所において、それぞれ給食室を備え自園方式で保育所給食を提供している。

本業務委託は、調理業務を民間委託し、経費の削減を図ることを目的とする。

(2) 業務委託保育所

	保育所名	所在地	電話番号
1	ひので保育所	弥富市平島中四丁目 266	0567-66-0007
2	大藤保育所	弥富市寛延二丁目 1 7	0567-68-8024
3	白鳥保育所	前ヶ平一丁目 3 3 6	0567-67-1301
4	栄南保育所	弥富市操出九丁目 15	0567-68-2208
5	西部保育所	弥富市五明一丁目 6 7	0567-65-2935
6	十四山保育所	弥富市坂中地一丁目 3 4	0567-52-2860

(3) 業務の範囲

- ①検収、調理及び配食
- ②食器具の洗浄、消毒及び保管
- ③残菜等廃棄物の処理
- ④厨房施設内外の清掃及び日常点検
- ⑤食品の管理
- ⑥安全・衛生管理
- ⑦従業員研修（市主催等の研修会への参加を含む。）
- ⑧その他（ドライ運用等）

(4) 業務内容

別添 業務仕様書のとおり

(5) 遵守する関係法令

学校給食法に定める「学校給食衛生管理基準(平成 21 年 4 月施行)」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル (平成 9 年 3 月施行)」等の関係令を遵守し業務を実施する。また新たな情報については業務責任者を通じて、保育所より伝達された内容に従うものとする。

2 業務期間 (地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)

契約者決定から令和 8 年 7 月 31 日までとする。調理委託は、令和 5 年 8 月 1 日以降から実施するものとし、同年 7 月 31 日までの間は、習熟訓練期間とする。ただし、ひので保育所は、令和 7 年 4 月 1 日より保育所民営化に伴い、調理業務委託期間を令和 7 年 3 月 31 日までとする。

また、習熟期間中は、市と他の事業者との間で調理業務委託契約が履行中のため、業務委託施設等を使用することはできない。

なお、業務期間満了後、随意契約により継続して本業務の契約ができる保証はない。

3 参考事業規模額(提案上限金額)

3年間合計 226,363,000円(消費税抜き)

この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。提案のあった金額に基づき、提案上限額の範囲内で保育所給食を個別に契約するものとする。

4 支払条件

提案のあった見積合計金額を3年間に分け、さらに12か月に分けた金額を、各月末終了後、請求に基づき支払う。なお、その按分については、予算の範囲内で市と受託候補者が別に協議の上、決定するものとする。

5 参加資格

- (1) 本業務委託を円滑に遂行できるような安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (2) 保育所及び学校給食調理施設等の大量調理施設での実績を有していること。
- (3) 万一の事故(食中毒等)に備えて、損害賠償を確実に担保できること。
- (4) 令和4・5年度弥富市入札参加資格者名簿(中分類(業務名):給食 小分類:学校給食)に記載されていること。ただし、提案書提出期限までに記載されていれば可とする。
- (5) 過去3年以内に保育所及び学校給食調理業務において食品衛生法の営業停止処分を受けていないもの。
- (6) 業務の履行に当たって、弥富市保育所給食調理業務委託業者選定審査会で提案した人員配置計画について契約期間を通じて誠実に履行し、各保育所に配置すること。

6 募集スケジュール

	項目	日程
1	公募の公告	令和4年10月7日(金)
2	募集関係書類書の配布開始	令和4年10月7日(金)
3	本業務委託に関する質問期限	令和4年10月21日(金)午後4時まで
4	上記質問に関する回答	令和4年10月31日(月)午後4時まで
5	参加申込書、企画提案書の受付	令和4年11月2日(水)午後4時まで
6	プレゼンテーション・ヒアリング	令和4年11月16日(水)
7	審査結果の通知	令和4年11月24日(木)
8	業務開始準備 (習熟訓練期間)	契約者決定後～令和5年7月31日

9	契約の締結	令和5年度予算成立後（6月下旬）
10	業務開始	令和5年8月1日（土）

7 提出書類について

(1) 参加申込書及び事業活動に関する書類

- ① プロポーザル方式参加申込書（様式1）
- ② 宣誓書（様式2）
- ③ 定款、規則その他これらに類する書類
- ④ 会社概要（法人登記簿謄本、会社のパンフレット等）
- ⑤ 決算書類（貸借対照表及び科目別内訳書（過去3年間））
- ⑥ 生産物賠償責任保険証の写し
- ⑦ 保育所及び学校給食業務実績書（任意様式）
- ⑧ 保育所給食に対する基本的な考え方に関する提案書（任意様式）
- ⑨ 危機管理に関する提案書（任意様式）
- ⑩ 安全衛生管理に関する提案書（任意様式）
- ⑪ 調理業務実施体制に関する提案書（任意様式）
- ⑫ 調理従事者の教育に関する提案書（任意様式）
- ⑬ 見積書（様式4）

※⑦～⑫については、別紙1「提案書等に必ず記載する事項」を記載する。

履行期間にかかる額を見積額とし、単年度の内訳についても記載すること。なお、消費税相当額は含まない金額とする。

※提出部数 正本1部 副本4部

※提出方法 持参による。

※提出先 健康福祉部 児童課

※提出期限 令和4年11月2日（水）午後4時必着

(2) プロポーザル方式条件書に関する質問について

① 質問方法

質問書（様式3）に内容を簡潔にまとめて記載し、FAX又はメールにより提出すること。その際、児童課に電話で質問書を送信した旨、必ず電話連絡すること。

FAX 0567-65-6455 メールアドレス hoiku@city.yatomi.lg.jp

② 受付期間 令和4年10月21日（金）午後4時まで

③ 質問に対する回答について

電話や口頭等の個別の対応はしません。回答は下記の回答期限までに弥富市ホームページ上で行います。

回答期限 令和4年10月31日（月）午後4時まで

8 企画提案書等の審査方法

委託業者は、「弥富市保育所給食調理業務委託業者選定審査会」において非公開で行う。

(1) プレゼンテーション審査

① 日時

令和4年11月16日（水）

プレゼンテーションの開始時間は、提案者に別途通知します。

なお、プレゼンテーションの順番は、参加申込書及び事業活動に関する書類の受付の遅かった者から順に実施します。

② 会場

弥富市役所 4階 防災会議室

所在地 弥富市前ヶ須町南本田 335

③ 実施時間

ア プレゼンテーション時間 25分間以内

イ 質疑応答 15分間

④ 出席者

4名までとする。

● プレゼンテーションの方法

必要に応じPC、プロジェクターを使用しての企画提案書の説明は可能としますが機器については、すべて各自で準備すること。

※審査会で受けた評価が優秀な順に優先交渉権者及び次点交渉権者を特定する。

9 契約

(1) 委託期間 令和5年8月1日から令和8年7月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

ただし、ひので保育所は、令和7年4月1日より保育所民営化に伴い、調理業務委託期間を令和7年3月31日までとする。

(2) 契約時期 6月下旬（令和5年度予算成立後）

(3) 厨房機器等の使用

調理業務は、各保育所の調理室備え付けの厨房機器を使用するが、別に「市有財産無償貸付契約」を締結する。

10 その他留意事項

(1) 書類の作成、提出に関する費用は、提案者負担とする。

(2) 提出書類は、審査以外に提案者に無断で使用しない。

(3) 提出書類は、返却せず、弥富市で適正に保管し処分する。

(4) 業務受託者は、弥富市の承諾を得ず、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。